

ON

熱中症 予防スイッチ・オン

その行動、その習慣が、いのちを守る



自分で
できる



7



つのこと

1

熱中症を正しく知ろう

1-1

(管理者編)



動画はQRから

1-2

(作業員編)



動画はQRから

2

応急手当と
水道水散布法



動画はQRから

3

暑さ指数の活用

3-1

測定
(管理者編)



動画はQRから

3-2

確認
(作業員編)



動画はQRから

4

暑熱順化



動画はQRから

5

水分塩分
同時補給



動画はQRから

6

プレクーリング



動画はQRから

7

健康管理



動画はQRから



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

1

熱中症を正しく知ろう

- 体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる

熱中症になる要因は、

- 「蒸し暑さ」
- 「暑さに慣れていない」
- 「水分・塩分の不足」
- 「長時間連続作業」

対策として、以下の②～⑦を適切に講じてください



2

応急手当と水道水散布法

- I度(軽度)** 意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状
→冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人にしない)
- II度(中等度)** 頭痛や吐き気、だるい等の症状
→医療機関を受診(状況のよくわかる人が医療機関に同行)
- III度(重症)** 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状
→救急車を要請
救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却



3

暑さ指数の活用

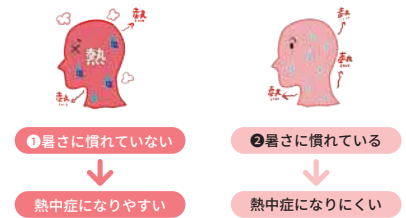
- 暑さ指数:総合的に蒸し暑さを表すもの**
暑さ指数を活用するための4つのステップ
①暑さ指数の測定
②着用している作業着などを考慮して測定値を補正
③危険度を確認して対策
④作業者への周知

31~33	☹️	危険 Danger
28~31	😞	嚴重警戒 Severe Warning
25~28	😐	警戒 Warning
21~25	😓	注意 Caution

4

暑熱順化

- 暑熱順化:夏の暑さに身体を慣らすこと**
入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意
・暑さに体が慣れても**数日間職場を離れると効果は消滅**
・運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる



5

水分塩分同時補給

- 水分と塩分は同時に補給**
のどが渴いたと思ったときには、すでに脱水状態が始まっていることがある
のどが渴く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切

脱水症セルフチェック

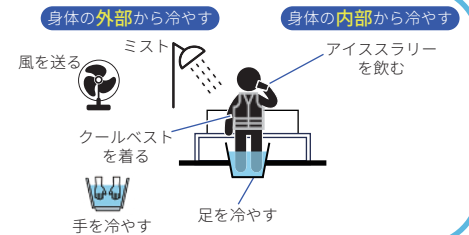
もどに戻るのに
2秒以上かかれば「脱水」
の疑いあり

つままれた爪の色が
白からピンクに戻るのに
3秒以上かかれば脱水症
を起している可能性あり

6

プレクーリング

- あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする**
プレクーリングの方法は以下の2つ
・身体の外から冷やす方法
・内部から冷やす方法



7

健康管理

- 管理者:** 現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認
- 作業者:** 単独作業を避け、声をかけ合う
こまめに水分・塩分を補給



参考リンク先

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



(R6.4)

愛媛 “治療 + 仕事 = 両立” 企業宣言

「治療と仕事の両立支援」の取組をスタートしましょう！
愛媛労働局内「治療と仕事の両立支援特設サイト」に
貴社の「宣言」を掲載します。



「治療と仕事の両立支援」は病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指す「働き方改革実行計画」に基づく取組です。

この取組における企業での環境整備の第一歩は「事業者による基本方針等の表明」です。貴社の「基本方針等の表明」を「宣言書」にして応募し、「愛媛“治療 + 仕事 = 両立”宣言企業」としてアピールしてみませんか。

両立支援に必要な各種支援をご案内します。まずは取り組む意欲が大切です。

【応募のメリット】

- ・会社全体で取り組みを推進する動機付けとなるとともに、従業員のモチベーションの向上が期待できます。
- ・広く企業方針等をアピールできます。
- ・県下の治療と仕事の両立支援の進展、機運醸成等に貢献できます。
- ・希望により両立支援に関する各種支援（取組方法、教育、個別事案の調整方法、相談等に個別訪問での支援等、個別事案の調整支援等）のメニューをご案内します。（支援実施機関への申込みにより支援が受けられます。）
- ・両立支援関係のイベント等のご案内をします。
- ・「治療と仕事の両立支援」イメージキャラクター“ちりょうさ”ピンバッチを進呈します。

【応募の流れ】

Step1

- ・取組実施を決定する
- ・社内で取組メニューを検討する

Step2

- ・宣言書・応募票をホームページからダウンロードする
- ・宣言書・応募票を作成する

Step3

- ・応募先に所定の方法で応募する(応募要領参照)

Step4

- ・貴社の宣言書が愛媛労働局ホームページに掲載
- ・宣言企業に支援やイベント情報等を提供

治療と仕事の両立を支援する特設サイトのご案内

特設サイトへアクセス

愛媛労働局

検索

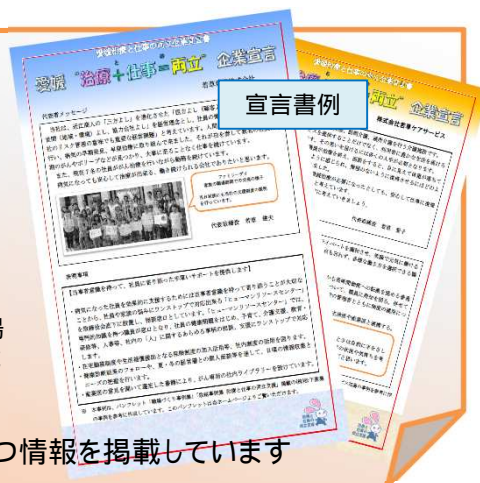
治療と仕事の
両立支援

トップページ下段の
バナーをクリック

愛媛 “治療 + 仕事 = 両立” 企業宣言

宣言企業サイトへ入場
様式、応募要領、記載
要領、記載例等掲載

特設サイトには相談窓口、イベント案内、冊子紹介等両立支援に役立つ情報を掲載しています

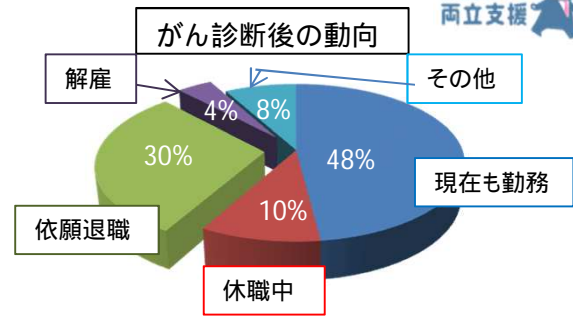
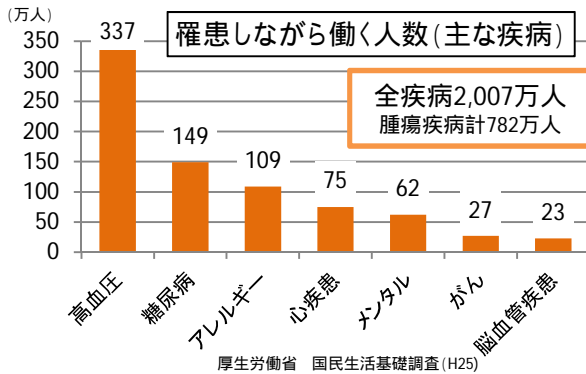


治療と仕事の両立支援の必要性と意義

なぜ今「治療と仕事の両立支援」が必要とされ、どのような意義があるのか「3つのポイント」を説明します。それぞれの事業場の状況と照らし合わせてみてください。

Point 1

日本の労働人口の約3人に1人が疾病を抱えながら働いています。がんの場合、診断後に離職する人は約34%います。

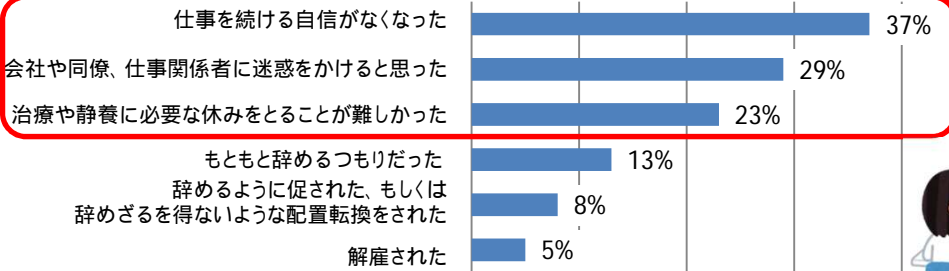


2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査

Point 2

治療技術の進歩により、仕事をしながら治療を続けることが可能な時代になっています。一方、治療を続けながら働き続けるための制度や社内理解が「不十分」な状況です。

がん患者の離職理由



2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査

Point 3

治療と仕事の両立を支援することは、労働者や事業者、医療関係者、社会にとって大きな意義があります。

労働者にとっての意義

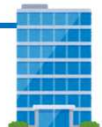
疾病にかかったとしても、希望すれば疾病を増悪させることがないよう、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。これにより

- 働くことにより収入を得て、生きがいや社会への貢献を感じられる。
- 安心感やモチベーションが向上する。



事業者にとっての意義

- 疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となる。
- 従業員のモチベーションの向上から、労働生産性の維持・向上にもつながる。
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化が期待できる。



医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。



社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人々が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。



愛媛労働局・労働基準監督署

お問合せ先

愛媛労働局 労働基準部 健康安全課

089 - 935 - 5204 Fax 089 - 935 - 5247

2018.9

◆労働安全衛生法に基づく離職後の健康管理◆

健康管理手帳制度のご案内

粉じん作業、石綿の取扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務※に従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての**健康診断を決まった時期に年2回**（じん肺の健康管理手帳については年1回）**無料で受けることができます。**



※以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています

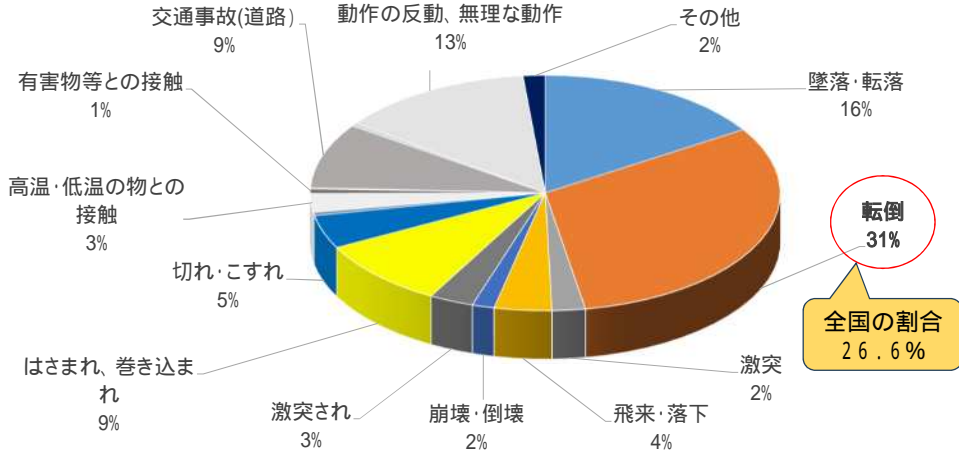
- ベンジジン及びその塩
- ベータ-ナフチルアミン及びその塩
- 粉じん作業
- クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
- 三酸化砒素又は砒素
- コークス又は製鉄用発生炉ガス
- ビス（クロロメチル）エーテル
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾトリクロリド
- 塩化ビニル
- 石綿
- ジアニシジン及びその塩
- 1・2-ジクロロプロパン
- オルト-トルイジン
- 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン

申請書等はここからダウンロードいただけます



申請手続などのご相談は、最寄りの都道府県労働局（健康安全課又は健康課）にお問合せください

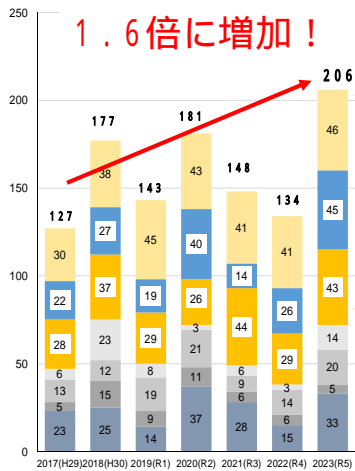
松山監督署管内で転倒災害が多発しています！！ ～ 転倒により負傷しても労働災害です～



令和5年に松山監督署管内で発生した休業4日以上の労働災害を「事故の型」別で分析 (新型コロナウイルス感染症数を除く)

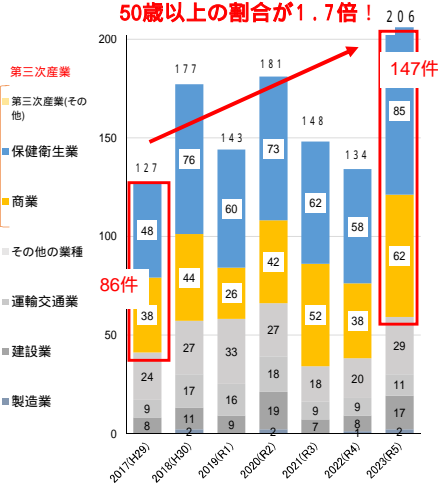
「転倒災害」発生状況(全産業 休業4日以上の死傷者数 松山署)

1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移



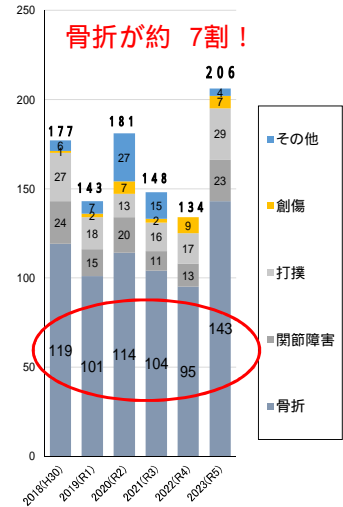
1.6倍に増加！

2. 年齢階層別転倒災害発生状況の推移



50歳以上の割合が1.7倍！

3. 傷病性質別転倒災害死傷者数の推移



骨折が約 7割！

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (※) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
→ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
→ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
→ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
→ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
→ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
→ 引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
→ 転倒原因とわからないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒
→ 従業員用通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（※）
- 作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
→ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから人の稼働の徹底）
- ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
→ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
→ 防滑床材・防滑グレーディング等の導入、摩耗している場合は再施工（※）
→ 作業エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒
→ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（※）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイソフレンドリー補助金」を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途

性別・年齢別内訳（令和5年）

性別	割合
女性	60%
男性	40%

年齢	割合
60歳以上	30%
50代	18%
40代	7%
30代	11%
20代	15%
10代	6%

転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者災害報告による休業日数
よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
✔ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
- ✔ 「毎日かんたん！ロコモ予防」
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
✔ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を要診させましょう
✔ 骨粗鬆症予防と一緒に「骨活のすすめ」

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

転倒リスクや高齢労働者の体力状況を把握し、労働災害の予防対策に努めましょう！

体力チェックの一例 詳しい内容は→

転倒等リスク評価セルフチェック票

1. 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・歩力）
歩行速度（歩速）: 1.20, 1.25, 1.30, 1.47, 1.66, 1.85
歩行時間: 1.24, 1.25, 1.29, 1.47, 1.66, 1.85

② 最低姿勢バランステスト（脚力）
歩行速度: 1.24, 1.25, 1.29, 1.47, 1.66, 1.85

③ フォワードステップ（動的バランス）
歩行速度: 1.24, 1.25, 1.29, 1.47, 1.66, 1.85

④ 片足立ち（静的バランス）
歩行速度: 1.24, 1.25, 1.29, 1.47, 1.66, 1.85

⑤ 片足立ち（動的バランス）
歩行速度: 1.24, 1.25, 1.29, 1.47, 1.66, 1.85

2. 実測値（身体特性）

項目	測定結果	性別	評価
1. 歩行速度（歩速）	1.20	女性	低
2. 最低姿勢バランス	1.24	女性	低
3. フォワードステップ	1.24	女性	低
4. 片足立ち（静的）	1.24	女性	低
5. 片足立ち（動的）	1.24	女性	低

体力チェックの結果を基に、転倒等リスクを評価します。

リスクレベル: 1 (低) ~ 5 (高)

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画) 他

健康や体力の状況に関する情報の取扱い 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の意思の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

2

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○ 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

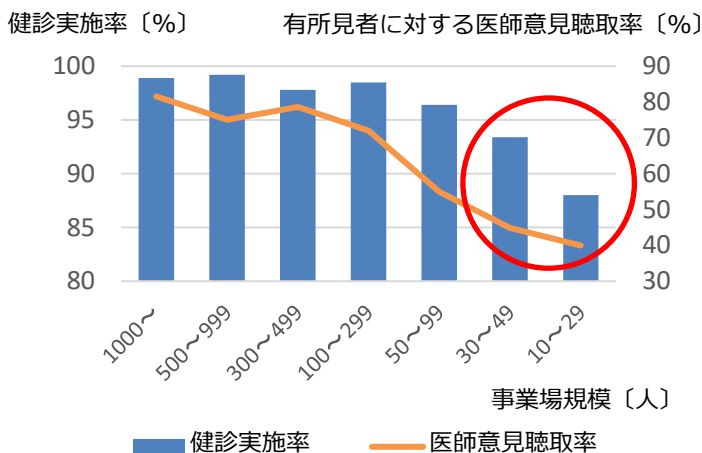
○ 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○ 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



(出典：令和4年労働安全衛生調査)

<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■ **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

○ 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○ これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○ 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年8月23日付け基安発0823第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないと指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
 - (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
 - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
 - (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職場での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
 - (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

アンケート調査にご協力をお願いいたします。

松山労働基準監督署

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？

次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名		電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	1年以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年__月 直近の健診実施機関名 _____	1年以内に行っていない 予定している 時期 ____年__月 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	6ヶ月以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年__月 直近の健診実施機関名 _____	対象者がいない 6ヶ月以内に行っていない 予定している 時期 ____年__月 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。	行っている 行っていない	
エ	健康診断結果、有所見者について医師（政令で定める有害な業務に従事する労働者に対して歯科健診を行った場合は歯科医師）からの意見聴取を行っていますか。	行っている 行っていない	
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。	行っている 行っていない 該当事案なし	
カ	健康診断の結果、保健指導を行っていますか。（努力義務）	行っている 行っていない	
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です）	行っている 行っていない ▶ 行っていない場合はその理由 医療保険者からデータ提供を求められたことがない 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかない った データ提供することに事業場としての利点がない その他（ ）	

直近の健診実施機関名については、代表する1機関を記入すること。